



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年10月26日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農地整備課	技術指導監	今井 洋	内線 4232 直通 058-272-8469 FAX 058-278-2701
技術検査課	建設業企画監	牛島 方子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概要

令和5年2月に揖斐農林事務所が発注し、第一建設(株)が受注して施工した「県営農道施設強化対策事業 揖斐中部4期地区 舗装改良第3号工事」(施工箇所:揖斐郡池田町)において、発生した事故(公衆損害)について発注者への報告を怠った。

2 対応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第4号に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

第一建設(株) (本店:揖斐郡池田町)

4 停止期間

令和5年10月27日(金)から令和5年11月26日(日)まで(1カ月)

5 参考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」(抜粋)
(資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2週間以上4カ月以内